

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配付のとおりですが、資料について一部訂正をさせていただきます。議事日程第4号って書いてありますけれども、その3行目に、開議でありますけれども、令和7年3月13日木曜となっておりますけれども、これは令和7年3月12日水曜日の間違いでありますので、訂正をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、阿部君、13番、川端君を指名いたします。

---

◎議案第10号から議案第15号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、「議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算」から「議案第15号 令和7年度新ひだか町病院事業会計予算」までの6件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、池田君。

〔予算審査特別委員長 池田一也君登壇〕

○予算審査特別委員長(池田一也君) おはようございます。

令和7年3月12日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

予算審査特別委員会委員長 池田一也

委員会審査報告書

令和7年3月6日、第2回新ひだか町議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 付託事件

- (1) 議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算
- (2) 議案第11号 令和7年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第12号 令和7年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第13号 令和7年度新ひだか町水道事業会計予算
- (5) 議案第14号 令和7年度新ひだか町下水道事業会計予算
- (6) 議案第15号 令和7年度新ひだか町病院事業会計予算

2 審査の経過

令和7年3月10日、11日(2日間)に委員会を開催

### 3 審査の結果

- (1)議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定
- (2)議案第11号 令和7年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定
- (3)議案第12号 令和7年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定
- (4)議案第13号 令和7年度新ひだか町水道事業会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定
- (5)議案第14号 令和7年度新ひだか町下水道事業会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定
- (6)議案第15号 令和7年度新ひだか町病院事業会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

以上、委員会審査報告とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑を省略することに決定いたしました。

議案第10号に対して討論の通告がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君) おはようございます。議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算に対する反対討論を行います。

コロナ禍で傷んだ町の経済と人と人とのつながりを回復しないままエネルギー、物価の高騰に襲われ、町民から悲鳴が上がっています。こうしたとき提案された予算案は、子育て支援に大きな役割を果たす学校給食費の無償化や子どもの医療費、高校卒業までの無料化を願う町民の声には応えようとしない冷たい予算になっています。また、町の産業振興には国の補助頼みで、町独自の努力には極めて消極的です。一方、財政運営では基金の積立て3億6,000万円、取崩し9億円とはなっているものの、基金の積み増し基調は変わっていません。さらに、予算の根拠すら答えない指定管理料の支出、新たな早期選別のおそれの高い知能検査の実施などが盛り込まれています。このような予算案には到底賛成するわけにはいきません。今こそ基金を活用し、町民の暮らしを守り、産業の振興を図るときです。

以上申し述べて、反対討論といたします。

議員の皆さんの賛同を呼びかけ、反対討論を終わります。

○議長(福島尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、北道君。

〔15番 北道健一君登壇〕

○15番(北道健一君) おはようございます。私は、議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算について原案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

長期化していたコロナ禍を脱し、地域活動や経済活動が活発に動き始めている中、国は持続的、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策、子ども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速など重要な施策の課題に必要な予算措置を講ずることとしております。地方財政を見ると、資材価格やエネルギー価格、労務単価等の急激な高騰のほか、高齢化の進行、子ども・子育て等に対応する社会保障経費の増加などが見込まれ、引き続き厳しい財政状況が続いており、我が町におきましてもこれらの影響により一般財源が圧迫され、大変厳しい財政運営を強いられている状況であります。このような状況の中で今回提出されました令和7年度一般会計補正予算につきましては、予算審査特別委員会の審議からも明らかとなっており、経常経費等の抑制に努めつつ町内経済に配慮し、一定の投資事業を確保するとともに、社会福祉施策や子ども・子育てに係る経費、1次産業の振興や防災、減災対策など限られた財源と厳しい財政状況の中で様々な行政課題に対応するために必要な施策が計上された予算構成となっております。このことから、私は本予算が厳しい財政状況の中でも町民の福祉の向上や活力ある地域づくりにつながることを期待するとともに、これまで以上に一つ一つの課題解決に向けて積極的に取り組み、効果的な行政運営に努めていただくことを強く希望し、令和7年度新ひだか町一般会計予算について賛成するものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから「議案第10号 令和7年度新ひだか町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者多数あり〕

○議長(福嶋尚人君) 御着席ください。起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号から議案第15号までの5件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第11号 令和7年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第12号 令和7年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第13号 令和7年度新ひだか町水道事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第14号 令和7年度新ひだか町下水道事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第15号 令和7年度新ひだか町病院事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第3、「議案第16号 新ひだか町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新ひだか町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第16号について御説明いたします。

議案第16号は、新ひだか町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新ひだか町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新ひだか町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。改正条例でございます。

今回の改正でございますが、令和6年5月31日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が行われることから、本町職員につきましてもこれらに準じた制度改正を实

施することとし、関連する条例について改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第16号参考資料の説明要旨により御説明いたしますので、3ページをお開きください。条例改正説明要旨でございます。条例改正につきましては、2条構成になっておりまして、関連条例が2つございます。初めに、1の新ひだか町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が第1条による改正となりまして、(1)は育児のための所定外労働時間の制限の改正、第9条関係でございますが、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、所定労働時間を超えて勤務させてはならない。これは残業免除の規定ですが、その職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大しようとするものでございます。

(2)の仕事と介護の両立を支援する制度を利用しやすい勤務環境の整備、第19条の2及び第19条の3関係でございますが、こちらは職員に対して仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化などを図ろうとするものでございまして、介護を申し出た職員に対する個別の周知や意向確認を行い、介護休暇や時間外労働の制限、深夜勤務の制限など様々な支援制度の情報を知らせることや、職員からの申出が円滑に行われるよう介護に直面する前の早い段階、職員が40歳に達する年度内に支援制度等の情報提供を早期に実施すること、研修の実施や相談体制の整備など勤務環境の整備等を行うことを新たに規定しようとするものでございます。

次のページに参りまして、2の新ひだか町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条による改正でございますが、こちらは今回の国の法改正に伴い第19条において非常勤職員の部分休業の承認に関する根拠法令の条項に改正が行われたことから、引用条項の改正を行おうとするものでございます。

3の施行期日等でございますが、この条例は、令和7年4月1日に施行しようとするものでございますが、次の経過措置を設けることとしておりまして、前記の1で御説明した時間外勤務制限の請求に関する経過措置でございます。今回拡大を行います3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う時間外勤務制限の請求については、本条例の施行日前からでも行うことができるように規定するものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第16号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第16号 新ひだか町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新ひだか町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第17号について御説明いたします。

議案第17号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてございまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。今回の改正でございますが、令和4年6月17日に公布されました「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日に施行されることに伴いまして、刑の種類である自由刑のうちこれまでの懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑として一本化されることから、関連する条例について改正するものでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

町が制定しております条例で今回3つの条例を一括して改正するものでございます。第1条関係として新ひだか町職員の給与に関する条例、第2条関係として新ひだか町医師研究研修資金貸付条例、第3条関係として新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例、この中で懲役及び禁錮と条文に定めている用語を全て拘禁刑へ改めるものでございます。

3ページから6ページに参考資料としまして条例新旧対照表を添付してございますので、お目通しいただきまして、説明は省略させていただきます。

附則でございますが、第1条は施行期日でございますが、改正法が令和7年6月1日施行と定められていることから、同日付で施行するものでございます。

第2条は罰則の適用等に関する経過措置でございますが、施行期日前にした行為の処罰については従前の例によることとするもの、第3条は人の資格に関する経過措置でございますが、本条例の施行日後において拘禁刑に処された者でなく、懲役、禁錮または「刑法等一部改正法」による改正前の刑法において拘留に処された者も資格制限の対象とするよう定めるもの、第4条は新ひだか町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、本条例の施行期日前にした行為で禁錮刑以上の刑が定められている犯罪行為により起訴された者は拘禁刑が定められている犯罪行為で起訴された者とみなすものとして規定するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第17号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「議案第18号 新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村岡福祉課長。

〔福祉課長 村岡幸栄君登壇〕

○福祉課長(村岡幸栄君) ただいま上程されました議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号は、新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりいただき、1ページを御覧ください。新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、税制改正による地方税法施行令の一部改正に基づき関連する条文の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第18号参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、2ページを御覧ください。それでは、改正の概要について御説明申し上げます。令和7年度税制改正による国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額の引上げに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が年度内に公布され、令和7年4月1日から施行される予定であることから、新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、1、課税限度額の改正、第2条及び第23条関係について御説明いたします。国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があり、被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から国民健康保険税の負担額には一定の上限を設けております。また、同法施行令において国の法定課税限度額が定められ、これに基づき各市町村では条例により課税限度額を定めており、当町におきましても条例第2条及び第23条の規定により基礎課税分である医療分、後期高齢者支援金等課税額である支援金分、介護納付金課税額である介護分の区分でおおの限度額を定め、算定した税額が課税限度額を超える場合はこの限度額を課税額として、3つの区分の合計額を国民健康保険税額としております。今回の改正では、医療分の限度額を1万円引き上げ、66万円とし、また支援金分の限度額を2万円引き上げ、26万円に改正しようとするものであります。当町では、従前より国の法定限度額の引上げに合わせた改正を実施しており、課税限度額を引き上げることによって中間所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の負担の公平性が図られることから、国が定める法定課税限度額に改正しようとするものであります。

3ページを御覧ください。上段の(1)の表は課税限度額における現行と改正後の比較となりますが、医療分、支援分、介護分の合計が現行の106万円から3万円引き上げ、109万円とするものであります。

(2)は課税限度額の改正による調定増額の見込みでございます。こちらは、令和6年度の課税データを基礎として算出した額の比較になりますが、今回の課税限度額の引上げにより合計で366万5,300円の調定増額が見込めることとなります。

続きまして、2、軽減判定所得基準額の改正、第23条関係についてでございます。こちらも税制改正によるもので、低所得世帯に対する国民健康保険税の負担を軽減するため、世帯の総所得金額等が一定額以下の場合に国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額の応益割に係る部分についてその額の7割、5割または2割を軽減しております。このうち5割軽減と2割軽減については物価上昇の影響により応益割の軽減を受ける世帯の範囲が縮小しないよう軽減判定所得基準額の引上げが必要と見直され、5割軽減については被保険者数に乗じる額を1万円引き上げ、30.5万円に改め、2割軽減については被保険者数に乗じる額を1.5万円引き上げ、56万円に改正するものであります。4ページ上段の表が現行と改正後の比較表となります。

次に、3、施行期日等でございますが、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございまして、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については改正前の課税限度額及び軽減判定所得基準額を適用するものでございます。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案18号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第18号 新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第19号 新ひだか町児童養育相談センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川健康推進課長。

〔健康推進課長 及川啓明君登壇〕

○健康推進課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第19号について御説明いたします。

議案第19号は、新ひだか町児童養育相談センター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町児童養育相談センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。新ひだか町児童養育相談センター条例の一部を改正する条例でござい

ます。

条例の内容につきましては、議案第19号参考資料、説明要旨により御説明いたしますので、もう一枚おめくりください。内容でございますが、本条例は令和7年5月1日から新ひだか町児童養育相談センター開設に伴い関係する条例において所要の改正を行うものでございまして、新ひだか町児童養育相談センターにつきましては本室、分室ともに建築から30年以上経過しており、分室については隣接する真沼津川河川拡幅改修工事に伴い令和7年度中を期限に移転を求められている中、2拠点での運営を集約化することで施設の狭小問題等を新たな施設建設により解消し、機能的な施設として運営できるよう児童養育相談センター建設工事を行い、当該工事は令和7年2月末に完了してございます。また、工事完了後は物品等の搬入や引っ越し作業、保護者説明会及び見学会等を経まして、令和7年5月1日から開設を行うこととしております。

条例改正の概要につきましては、初めに1、名称及び位置、第2条関係でございますが、新ひだか町児童養育相談センター本室及び分室の名称及び位置、住所を令和7年5月1日から開設となる新たな新ひだか町児童養育相談センターに改正するものでございます。

2の施行期日でございますが、令和7年5月1日より施行しようとするものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第19号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第19号 新ひだか町児童養育相談センター条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第20号 新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川健康推進課長。

〔健康推進課長 及川啓明君登壇〕

○健康推進課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第20号について御説明いたします。

議案第20号は、新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付条例を廃止する条例制定についてでございます。新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付条例を廃止する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付条例を廃止する条例でございます。

条例の内容につきましては、議案第20号参考資料、説明要旨により御説明いたしますので、5ページを御覧ください。内容でございますが、新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付け、以下修学資金貸付けと言います、を廃止することから、所要の整理をしようとするものでございます。

初めに、1、新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付け条例の廃止でございますが、修学資金貸付けは平成24年度より町内における医療技術者等の確保及び質の向上に資することを目的として制定し、将来において町内の医療機関等に医療技術者等として従事しようとする者に対し養成施設の修学に必要な資金を貸付けするために設置した条例でございますが、医療機関等での人材確保、採用に係る取組の困難度は年々増していることから、町全体の人材確保対策として事業者が主体的となり、人材を確保する新たな補助制度により事業者を側面から支援する仕組みへ刷新することから、修学資金貸付けを廃止しようとするものでございます。

2の施行期日でございますが、令和7年5月1日より施行しようとするものでございます。

3の経過措置でございますが、この条例の施行日前に修学資金貸付けを決定された者に係る貸付け及び返還については従前のとおりとするものでございます。

最後に、4、関係条文の一部改正でございますが、この条例の廃止に伴い引用している条例について所要の改正を行うものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第20号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第20号 新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付け条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第8、「議案第21号 新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野垣建設課長。

〔建設課長 野垣尚久君登壇〕

○建設課長(野垣尚久君) ただいま上程されました議案第21号について御説明いたします。

議案第21号は、新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

このたびの条例改正は、町民の福祉の増進と生活、文化の向上に寄与することを目的として町

が設置しております一般公園におきまして、近年の少子高齢化に伴い利用する子どもたちが減少していることに加え、環境衛生上の悪化と老朽化した施設の安全確保ができなくなっている一部の公園につきまして、自治会など地域住民と協議の上、遊具などの公園施設を撤去し、用途廃止することになりましたことから、条例改正するものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例でございます。

別表のみの改正になりますが、詳細につきましては参考資料により説明させていただきますので、次のページをお開きください。議案第21号参考資料で、条例新旧対照表でございます。表の右側の改正前条例の別表第1、一般公園の名称及び位置から三石旭ヶ丘公園及び東静内会館公園、2つの公園を削るものでございます。

最後に、1ページお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第21号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第21号 新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定について」を起立により採決いたします。

なお、本案は、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も採決に加わります。ただいまの出席議員は16名でありますので、その3分の2以上は11名であります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者多数あり〕

○議長(福嶋尚人君) 御着席ください。起立16名であります。ただいまの起立は3分の2以上であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、「議案第22号 新ひだか町アイヌ文化交流センター条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤文化振興課参事。

〔文化振興課参事 斉藤大朋君登壇〕

○文化振興課参事(斉藤大朋君) ただいま上程されました議案第22号について御説明申し上げます。

議案第22号は、新ひだか町アイヌ文化交流センター条例制定についてでございます。新ひだか町アイヌ文化交流センター条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1 ページを御覧ください。新ひだか町アイヌ文化交流センター条例でございます。

本条例は、条文全17条、附則全5項、別表1つで構成しております。

条例制定の要旨と条例の概要につきましては、条例制定説明要旨により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、6 ページを御覧ください。本条例は、アイヌの人々が民族としての誇りを大切にしながらその伝統や文化を守り、育て、次代へと引き継いでいくとともに、アイヌの人々に対する理解と認識を深める場や交流の機会を提供し、アイヌの人々が多くの方々の理解の下、本町で心健やかに安心して暮らせる環境を構築するために設置する新ひだか町アイヌ文化交流センターに関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものです。

第1条は設置についてでございますが、内容はただいま御説明申し上げました条例制定の要旨と同じですので、参考資料への記載と改めての説明は省略させていただきます。

第2条は、センターの名称及び位置に関することでございます。センターの名称を新ひだか町アイヌ文化交流センターとし、その位置を新ひだか町静内真歌7番地1とするものです。

第3条及び第4条は、センターの施設及び職員に関することでございます。センターの施設をアイヌ民俗資料館、多機能型生活館(交流空間)、シャクシャイン記念館(儀式・体験空間)の3施設で構成するもの、センターに必要な職員を置くこととするものです。

第5条は、センターの事業に関することでございます。アイヌ民族の文化及び歴史等に関する資料を収集し、これを保管し、また展示することのほか、設置の目的を達成するために必要な事業を行うこととするものです。

第6条は、センターの施設の観覧に関することでございます。センターを構成する施設の観覧を希望する者は、新ひだか町教育委員会の許可を受けなければならないこととするものです。

第7条は、センターの施設の使用承認に関することでございます。センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないこととするものです。

第9条、第10条及び第11条は、センターの使用料に関することでございます。使用者は別表により算定された額に100分の110を乗じて得た額、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額を使用料として承認と同時に納付しなければならないこととするもの、教育委員会は特に必要があると認めるときは教育委員会規則で定めるところにより使用料を減額し、または免除することができることとするもの、既に納付された使用料は還付しない、使用者にやむを得ない事情があると教育委員会が認めるときは規則で定めるところによりこれを還付することができることとするものです。

第8条、第16条は、センターの使用の停止、または取消し及び原状回復の義務等に関することでございます。公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認めるときほか、新ひだか町教育委員会が使用不相当と認めるとき使用の承認を取り消すことができることとするもの、使用者は使用の停止または取消しを受けたとき直ちに設備を原状に復さなければならないこととするものです。

第17条は、第3条第2項に規定する多機能型生活館の管理運営に関することでございます。多機能型生活館の管理運営については、本条例に定めるもののほかは新ひだか町立生活館条例を準用するものです。

続いて、附則でございますが、附則第1項の施行期日は令和7年5月1日からとしてございます。

附則第3項、第4項、第5項は、この条例の制定に伴い廃止、改正する関係条例でございまして、第3項は新ひだか町アイヌ民俗資料館条例は廃止するもの、第4項は議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例別表第1第3号及び別表第2第3号中「アイヌ民俗資料館」を「アイヌ文化交流センター」に改めるもの、第5項は新ひだか町立生活館条例第2条中「真歌生活館」及び「有勢内生活館」の項を削るものです。

以上が条例制定の要旨と条例の概要でございます。

最後に、別表の基本使用料額について御説明申し上げます。恐れ入りますが、5ページにお戻りください。使用料を徴収するのは交流空間、多機能型生活館のワークショップ・体験学習室と儀式・体験空間、シャクシャイン記念館の大広間、和室、厨房です。使用料の積算方法は、原価計算方式によるコスト算定としております。具体的には、年間の維持管理経費を施設の貸室面積及び利用可能時間で除したものを1平方メートル当たりの1時間単価としまして、これを各室の面積に応じて算定しております。各室の使用に当たり、冬期は暖房が必要となりますので、暖房の使用時期を11月から4月の間として、かかる費用を使用料に加算する料金体系としてございます。なお、各室の使用料は表のとおりでございますので、お目通しをいただきまして、金額等を読み上げての説明は省略させていただきます。

備考ですが、1は料金は1時間当たりの金額と定め、1時間未満は1時間とするものです。

2は、営利目的で使用する場合20割増しとするものです。

以上で「議案第22号 新ひだか町アイヌ文化交流センター条例制定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、川合君。

○11番(川合 清君) 第6条についてお伺いします。

第6条では、センターを構成する施設の観覧を希望する者は新ひだか町教育委員会の許可を受けなければならないと、こうなっているのですが、施設の職員は常に配置されていて、閲覧させていただきますということで済むのですか。今までは誰もいなくてもシャクシャイン記念館あたりはずっと内部を見せていただいたことはあるのですけれども、そうはならないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(齊藤大朋君) 規則のほうで細かく定めるのですけれども、来館者名簿に記入いただく形で全施設を観覧することが可能になります。職員は、必ず常駐している状況になります。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第22号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第22号 新ひだか町アイヌ文化交流センター条例制定について」を起立により採決いたします。

なお、本案は、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同

意を必要とし、議長も採決に加わります。ただいまの出席議員は16名でありますので、その3分の2以上は11名以上であります。

採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立する者多数あり〕

○議長(福嶋尚人君) 着席ください。起立16名であります。ただいまの起立は3分の2以上であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第10、「議案第23号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) ただいま上程されました議案第23号について御説明いたします。

議案第23号は、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてでございます。 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年9月策定、計画期間は令和3年度から令和7年度まで、を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本計画の変更理由でございますが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第14条の規定により、事業の財源として過疎債を活用するためには過疎計画に対象事業が掲載されていることが条件となっております。今後過疎債を活用して実施しようと考えている事業のうち現計画に搭載されていない事業があることから、これを追加するものでございます。

変更内容については、別紙により御説明いたしますので、1枚おめくりください。表の左側が変更後となります。計画の7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の変更でございます。表の事業名、「(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター」を「(7)市町村保健センター及びこども家庭センター」に変更し、また事業名、(9)その他の事業内容に町民保養施設静内温泉大規模改修事業を加えるものでございます。事業名の変更につきましては、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴う文言の整理を行うものでございます。また、町民保養施設静内温泉大規模改修事業の追加につきましては、過疎計画の変更協議には時間を要しますことから、今後の大規模改修に備え、あらかじめ計画に追加しておくものでございます。

1枚おめくりください。計画の9、教育の振興の(3)計画の変更でございます。表の事業名、(1)学校教育関連施設に校舎を、その事業内容に学校施設改修事業を加え、また事業名、教職員住宅の事業内容に教職員住宅大規模改修事業を、事業名、(3)集会施設、体育施設等、体育施設の事業内容に温水プール大規模改修事業と武道館大規模改修事業を加えるものでございます。当該4つの事業につきましては、それぞれ施設改修に過疎債を活用するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今の説明で、全く事前に知らされていないというか、説明のなかったものだと思うのです。今まで説明ありましたか。

○議長(福島尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 所管常任委員会のほうに御説明させていただいております。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 所管常任委員会、厚生経済常任委員会もそうだと思うのですけれども、詳しい内容というのは全く聞いていないと思うのですけれども。

○議長(福島尚人君) 川端君、ここではそういうことではなくて、提案理由についての質疑になります。

○13番(川端克美君) だから、提案理由、提案内容について……

○議長(福島尚人君) 質疑してください。

○13番(川端克美君) 提案内容について詳しく説明してください。

○議長(福島尚人君) どこについて質疑するのですか。全部について質疑するのですか。

○13番(川端克美君) 提案される項目、追加される項目についてです。

○議長(福島尚人君) 分かりますか。

樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) この項目の内容につきましては、静内温泉の部分については令和7年度予算にはまだ計上していなくて、計画の変更には時間を要するということから、まず計画だけを掲載させていただくと。それ以外の部分につきましては、令和7年度の当初予算に計上させていただいているものでございまして、例えば学校改修施設の事業ということになりますと、小学校の小荷物の専用昇降機の改修というようなこと、それから教職員の住宅の大規模改修となりますと、小中学校の教員住宅の屋根、外壁の塗装工事、それから温水プールの大規模改修事業、これは床の上げ下げする装置というところ、それから武道館大規模改修事業、これはブレース、筋交いの改修ということになっております。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) それでは、まだ具体的に決まっていないということなのでしょうけれども、町民保養施設の大規模改修、何らかの想定されている、事業内容を想定されているかと思うのですけれども、想定されている事業内容について教えてください。

○議長(福島尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 静内温泉の給湯器が令和7年度末に保証期間が経過するというところで、故障等が発生して、緊急で改修が必要となった際に備えて、あらかじめ計画に搭載するというところでございます。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第23号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第23号 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。20分程度休憩いたします。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時45分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第11、「発議第1号 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

なお、6番、城地君から発議第1号に対して棄権する申出がありましたので、あらかじめ退席しております。

提案理由の説明を求めます。

10番、木内君。

〔10番 木内達夫君登壇〕

○10番(木内達夫君) それでは、別冊の議会関係議案、これを御覧いただきたいと思います。1枚おめくりください。ただいま上程されました発議第1号について御説明をいたします。

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者	新ひだか町議会議員	木内達夫
賛成者	同	上本間一徳
賛成者	同	上田畑隆章
賛成者	同	上志田力
賛成者	同	上建部和代
賛成者	同	上橋本靖史

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(発議第1号)

新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について

提案理由

本町の議員定数のあり方については、議会運営委員会において、町民からの意見聴取及び道内外の人口同規模の市町村における議員定数等について調査・検討を行ったほか、地方議会を取り巻く状況を総合的に勘案した結果、議員定数を現在の16人から2名削減し14人に改めるため本条例案を提出するものです。

発議第1号 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1枚おめぐりください。新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、「16人」を「14人」に改めるものであります。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありますので、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君) 発議第1号 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についての反対討論をいたします。

町民ニーズが多様化する中、町政の運営にはそれなりの一定数の代表による議会が必要になります。また、議員定数の削減は当選ラインの上昇を招き、社会的弱者と言われている若い人や女性の議会進出により困難性を持たせることとなります。

以上のことにより議会議員定数削減には反対を表明するものです。

議員の皆さんの賛同をお願いして、反対討論といたします。

○議長(福嶋尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君) 発議第1号 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について賛成の立場から討論を行います。

本案は、発議者が述べられたように、諮問を受けた議会運営委員会において町民からの意見聴取を実施し、道内外の人口同規模市町村における議員定数について調査、検討を行ってきたことから、地方議会を取り巻く状況を総合的に勘案した結果であります。町民からの意見聴取、議会報告会による町民との意見交換では、定数を減らすべきと意見が多く寄せられました。また、人口減少の進行及び経済情勢も厳しいときでもあることから、議員定数は2名削減し、14名とする結論に達したところであり、本改正内容の趣旨を理解し、本案に賛成するものであります。

以上、議員各位からの御賛同をお願いし、本案に対する賛成意見といたします。

○議長(福島尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから「発議第1号 新ひだか町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立する者多数あり]

○議長(福島尚人君) 御着席ください。起立多数であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前10時55分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第12、「発委第1号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、木内君。

[議会運営委員長 木内達夫君登壇]

○議会運営委員長(木内達夫君) ただいま上程されました発委第1号について説明をいたします。

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 議会運営委員会委員長 木内達夫

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件 名

(発委第1号)

新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

提案の理由

本条例は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が令和7年6月1日より施行されることに伴い、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑(拘禁刑)として単一化されることから、関連する条文について所要の改正を行うものであります。

発委第1号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1枚おめぐりください。新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

参考といたしまして2ページに条例新旧対照表を添付しておりますので、御覧いただき、説明は省略させていただきます。

附則でございますが、1の施行期日はこの条例は、令和7年6月1日から施行するもので、2として経過措置でございますが、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

発委第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「発委第1号 新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、「意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、建部君。

〔3番 建部和代君登壇〕

○3番(建部和代君)

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代

賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第1号)

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

提案理由

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。しかし、仕事上の姓(通称)と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。令和6年6月、経団連は、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、4度目の勧告を行っている。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、国において、選択的夫婦別姓制度の早期法制化を強く求め意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各通  
法務大臣

なお、本文につきましては朗読を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御審議よろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第14、「意見書案第2号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上下川孝志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

## 1 件 名

(意見書案第2号)

持続可能な学校の実現をめざす意見書について

### 提案理由

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足の現状にある。

教職員の健康と福祉が守られていない状況において、具体的な業務削減、教職員定数改善などを策定・実施すべきである。

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求め意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各通  
財務大臣  
文部科学大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第15、「意見書案第3号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君)

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 川 合 清

賛成者 同 上 阿 部 公 一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

## 記

### 1 件名

(意見書案第3号)

高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書について

#### 提案理由

国は、高額療養費制度の自己負担額を引き上げようとしている。

全国がん患者団体連合会などは、高額療養費制度は「治療を受けるうえでまさに命綱となる大切な制度」として、長期にわたって治療を受けている患者とその家族の生活を守るために、なくてはならない制度と「負担上限額の引き上げ反対」を表明している。

国は、引き上げの理由の一つに現役世代の保険料負担軽減をあげているが、高額療養費制度は全世代にとって高額な医療費の自己負担を抑える制度である。

よって、高額療養費制度の見直しを撤回することを求め意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各通  
厚生労働大臣  
財務大臣

なお、意見書本文の読み上げは省略させていただきます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第16、「意見書案第4号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川合君。

〔11番 川合 清君登壇〕

○11番(川合 清君)

令和7年3月6日

新ひだか町議会議長 福島尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 川合 清

賛成者 同 上阿部公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第4号)

従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書について

提案理由

国は、昨年12月2日をもって、「紙」の保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、任意であるマイナンバーカードを事実上義務化した。

しかし、マイナ保険証に係るトラブルは止まらず、マイナ保険証に対する国民の不信や不安があらわになって、解除申請が相次ぎ、マイナ保険証の利用率は国民全体で25.42%にとどまっている。

国による「資格情報のお知らせ」の携帯推奨も、従来の「紙」の保険証廃止を撤回し、発行再開・存続させれば済むことである。

よって、従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 各通  
総務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル担当大臣

なお、意見書本文の朗読は省略させていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福嶋尚人君) 日程第17、委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

---

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和7年第2回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時13分)